

大阪府議会大阪府域における新たな大都市制度検討協議会

〈第6回協議会 開催結果概要〉

■日 時：平成23年9月21日(水) 13:00～14:55

■場 所：第1委員会室

■出席者：浅田均座長、青野剛暁委員、岩木均委員、大橋一功委員、紀田馨委員、徳村聡委員、中野稔子委員、中野隆司委員、新田谷修司委員、松井一郎委員、宮本一孝委員、宮原威委員

○浅田座長 協議会定数が20名、私も含めて本日12名、出席しております。定足数を満たしておりますので、本会議は成立していることをまず御報告させていただきます。

本日は、第6回ということで、9月30日までの報告分に関しては、実質的な協議は本日が最後ということになります。この後、大都市制度検討協議会の協議事項について、各会派からの提案、見解をそれぞれプレゼンテーションしていただきまして、意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

—日本共産党大阪府議会議員団からの協議事項に関する提案・見解—

○宮原委員 今までに申し上げたことも含めて、七、八割整理したつもりなんです。この中に入らないのは、二重行政の問題が、言葉としては入っているけど、資料として入っていません。それは最後の報告書の中に入れさせていただきたいと思っております。

一応、今まで私が申し上げてきたことで、大都市制度を検討する上で、前提として大阪府政とか大阪市政の中身を、府民の暮らしとか大阪経済振興を重点としたものに切りかえないかとか、あるいは座長が提起をさせていただいていた、大阪府と大阪府が十分に協議することなく独自に行政運営をしてきたことが投資の分散を招いてきたとか、そういうことに対する私の反論といいますか、あるいはこの間の橋下知事がやられてきた府政についての私の評価というようなものを書かせていただいております。

時間がないので、大阪の現状と当面の活性化方策、これは従来の主張を補足したものです。それから、破綻しつつある橋下府政の実態、これも従来の主張を補足したものです。それから、大阪府と大阪市の協力の重要性だとか、大阪府と府内市町村の協力の重要性という、この資料のCとDは後で一緒にして、基本的な考えを述べさせていただきます。これは従来も、個々には少しずつ言っていたものを改めて整理をしたという関係になります。それから同時に、A、D、特に大阪府と府内市町村の関係でいうと、税財源の関係が大きいので、それにかかわって一定の意見を言わせていただいております。議会の問題については、9月12日に発言をしましたので、その趣旨を中間取りまとめに入れてほしいというのが私の意見です。

早速、Aの「大阪の現状と当面の活性化方策」からいきます。これは従来から言ってきたことを書いているんですけど、2回目か3回目にも言ったと思っておりますけど、橋下府政のもとでも経済の落ち込みが止まっていないというのは一つ言っている点です。それから、主要県政令市のGDPの推移を、今日は表1として入れさせていただきました。これを細

かくそれぞれの県ごと、あるいは政令市ごとに評価をしようと思うと、それはそれで大作業になるので、大まかに、主要県政令市のGDP、東京以外は輸出系の大企業がある県や政令市というのは落ち込みが少ないんじゃないかという、ざっと見た印象を書いておきます。

それから、従来、口では言ってきましたけど、表としては出さなかった「人、モノ、カネ、情報」が集まると言われている首都東京でも、実は格差あるいは貧困というのは拡大しているというのを表2で書かせていただいております。これは勤労者の賃金推移だとか、東京都の区部の生活保護の被保護世帯数の推移だとか、そういう点から見て、東京だって大変なので、こういう点からいきますと、大企業が外需で儲けて、府民の暮らしが大変と、国民の暮らしが大変というのは全国共通じゃないかということを書かせていただいております。

あとは、国保だとか、この辺は従来も言ってきたことの再掲が多いので、省かせていただきます。具体的に何をやるかということで、2で書かせていただいているんですが、前回も言うたと思いますけど、8月18日の一番暑かった日で原発は11.4%、そういう点でいいますと、大阪府が住宅の太陽光などに補助制度をつくるというのは、非常に大きな意義があると私は思っております。なお、現在は最低です。これは表3「住宅用太陽光発電設備導入状況」をつけております。

なお、滋賀県、京都府、兵庫県、それから奈良県もだったと思いますけど、県としての補助制度があります。大阪府はございません。

それから、安全・安心のまちづくりのところで、今まで言っていないこと、バイエリアの津波対策と一言でいいますけど、これは実は大仕事で、避難も含めてということだと思って書いております。

それから、4ページのところで、60メートル以上の高さがある、これは可能性なんですけど、一応15階を基準にしましたから、15階が60メートルとは限らないんですけど、20階ぐらいで60メートルというケースもあるんですけど、一応979棟、大阪市内だけでもあるので、これは何で60メートル以上というのをしたかといいますと、60メートル以上の建物というのは閣議決定している。閣議が決めないと建てられない。それはやっぱりそういうところの長周期地震動というのは、今回、国交省も改めて耐震診断を必要とするというような文書、今年の2月でしたか、出したりしていますので、書いておきました。

あと住宅の耐震とか公立小・中学校の耐震改修、この辺はずっと今まで言ってきたことですが、ただ数字だけ少し変えました。公立小・中学校の耐震改修というのは、26年ぐらいまでに1年前倒しして終了すべきだと私は思っているんですけど、ただ、財政力の弱い市町村は、なかなかそうはいてもいかんでしょうから、以前の提案は、年間10億円としていたと思いますけど、20億円で5年間の市町村に対する無利子融資制度などをつくらないとなかなか進まないんじゃないかということで、最初のころに言っていたものからしたら倍にしてあります。

それから、5ページのところは、ほとんど今まで言ってきたことですので、置いておきたいと思います。

それから、6ページも今まで言ってきたことですが、6ページの③のところで、救命救急予算を元に戻すということを書いていますけど、これは当面は千里の救命救急センターで

すけど、将来的にいえば、泉州の救命救急センターなどの補助金なども削られようとしているので、やっぱり救命救急というのは大阪府の広域的役割の最たるものの一つですから、ぜひこの点は強く主張すべきだということで、資料もつけたと思っています。

それから、6ページから7ページにかけては、今まで言ってきたことを書いておきました。7ページも今までに大体言っていたことだと思います。

8ページのBの「破たんしつつある橋下府政の実態」にいきまして、大阪の咲洲、夢洲、あるいは関空、こういうところの開発で、なかなか大阪は活性化しないんじゃないかということを私は思っているし、言うてもきましたので、今まで言ってきたことをここにずっと書いております。ただ、この点で、維新の会の皆さんに申し上げておきたいことは、一昨年10月にWTCの買収が府議会で、私どもは反対しましたが、残念ながら可決されました。そのときは、平松市長が大阪府議会に来て、咲洲は「関西の宝石箱」ということを、橋下知事と平松市長の共同コメントを出して、府議会でのWTC買収案を可決する流れをつくったんですけど、そういう点では、お二人がいろいろ論争されるのは自由ですけど、もともとは同じだったと違うのかというのが、私のこれは皮肉的な印象です。

それから、関西経済同友会の中野元代表幹事も、企業誘致で協力したいというようなことをWTC買収の議案採決前には一般紙などで公式におっしゃっていて、それが買収後は、支所の建設も拒否されるというのは、本当に率直に言って財界の無責任ぶりというのを私は痛感しております。

それから、3.11の地震だとか、そういういろんな問題は、今まで言ってきましたので、置いておきます。それから、スーパー中樞港、大手前森之宮の開発、この辺も今まで言うてきたことで、あるいは高速道路や高速地下鉄なんかが人口減少時代に無駄ではないかというようなことで、9ページに記載しています。

10ページにいきまして、なにわ筋線と関空リニアについて、ちょっと言うておきたいと思うんですけど、関空リニアは、これは一昨年の試算だそうなんですけど、事務当局が試算したので、単線で大体5,000億円前後というふうになるんだそうなんですけど、しかし、それでも国内線というのは現実問題増えないんじゃないかなと思いますので、必ずしも必要のないプロジェクトだというのが私の印象です。

それから、企業誘致ですが、改めてきちんとした数字が出てきたので、雇用効果と言われているけど、実際は1割にもならないと。シャープ関連の4社とパナソニック、5社の雇用の状況をとりますと、こういう数字が出てまいります。新規雇用の正社員は180人、新規採用のパートは36人。だから、約80億円使って、こういうことになっているということです。こういう点から、橋下府政というのは破綻しつつあるんじゃないかというのが私の意見です。

それから、大阪府、大阪市というのは、今の制度のままで協力するだけでも随分のことができると、11ページ以下に書かせていただいております。これは1、2のところは理屈なんですけど、自然エネルギーの拡大、安全・安心のまちづくり、中小企業や大企業の需要拡大にもつながる、あるいはものづくりのまち大阪の存在意義の維持発展にも役に立つ。

これは雇用でいいますと、例えば先ほど80億円近い金が既にシャープ関連の4社とパナソニックにつき込まれているということを言いましたが、同じぐらいの、それより少な

いぐらいの予算で、「安心子ども基金」というのがあるんですけど、66カ所の保育所が計画どおりつくれたとしますと、1,320人の新規雇用が生まれるんです。あるいは、定数内講師の正教員化というのも、多くの予算は要らないんですけど、やっぱり1年限りという不安定な身分で担任などもするというのと、一応安定した身分で教育活動をやるというのとでは、やっぱり教育の質の向上だとか、あるいは安定するという事は消費なんかも活発化しますから、住宅なども含めて少子化対策にもなるし、ある意味、長続きする社会の大きなかぎというのが、正規雇用拡大の今の大きな根本だと思います。

それから、大手前、森之宮は成人病センターをどうするかというのはいろんな議論が当然あってしかるべきなんですけど、大きな流れでいえば、やはり自然、歴史、潤いのあるまちづくりだということが言えるのではないかと。

それから、経済効果ということでいいますと、中学校給食でも大阪府が毎年50億円ということになると、市町村も入れれば大体100億円の太台になるんですけど、太陽光なんかもっと大きくて、大体20倍ぐらい、今年の高槻市の予算でいいますと、2,700万円の補助金で、大体5億4,000万円の太陽光の仕事がやられるんです。だから、少なくとも20倍の経済効果になる。内需主導の大阪とか自然と歴史を守るということでないと、実は関空や伊丹や新大阪の交通インフラも生きない。外国からの観光客も増えないということになるんだと思います。

それから、中心部のまちづくりというのが、今、大阪市も大阪府もいろいろ言うていんですけど、僕は高齢者の人口比率が1970年5.2%、90年9.7%、2010年22.3%ということからいいますと、身近で買い物や医療や介護ができる、そういうまちづくりをすべきだと思います。それから、基礎自治体は30万人程度だというのが、維新の会の皆さんの意見だと思いますけど、私はそれぞれの特徴を生かして、住民自治や地方自治が可能になるように、国や大阪府がやったらいいと思います。

それから、大阪市の問題ですけど、これは大きなテーマなので、住民自治の拡大というのは、とりあえずは各区ごとの住民委員会などをつくるということが考えられるんじゃないかと。それ以上、住民自治とか政令市のあり方をどうするかというような問題は、市議会、府議会だけでなく、住民参加で一定時間をかけて、一回の選挙で決めずに、少なくとも三、四年ぐらいは議論して決めることじゃないでしょうかということ、これは我々も考えていかなあかんことだと思います。

それから、税財源は、大都市に限らず全国的にも、せめて三位一体改革以前の地方税財源の水準に戻すべきだということと、大阪府や愛知県などから地方法人特別税という形で地方の法人事業税の一部を国が取り上げるということに、実質は3年前、2009年から続いていますけど、これはやめるべきだと思います。それから、税財源で軽視できないのは、どこの市町村でも大阪府でもそうですけど、個人住民税の税収源が結構、年に5%とかそういうレベルで下がっていつています。このままではこういう傾向が続くでしょうから、それだけに今の日本の社会が直面している一部の大企業が290兆円ぐらいの内部留保を持っていて、大企業の内部留保は実はその半分なんですけど、市場経済にそれが出回らないと。かつては設備投資やその他に出回っていたんですけど、今、市場経済になかなか出回らないという状況というのは、日本経済にとっては非常に危機的なので、内部留保の一部を正規雇用とか、中小企業支援とか、震災対策とか、市場経済と社会で還元するという、

全体の税財源の改革がないと、地方と国の関係だけでも限りがある。

ついでに一言言うておきますと、アメリカやヨーロッパの大企業経営者は、自分たちに増税をせよということをおっしゃっているんです、こんな景気のときだから。ところが、日本の経団連は、もっと減税せよと言っている。そういう点では、同じ大企業でも、残念ながら日本の大企業のモラルがないなというのが私の率直な印象です。

最後に、これはお願いなんです、今まで2回目から4回目、いろいろ資料を出ささせていただきましたが、2回目から4回目の資料と、集めた資料につきましては、精査はしますけど、ざっと恐らく40枚ぐらいに整理をして、まとめの中の資料としては入れさせていただきますと思います。

—大阪維新の会大阪府議会議員団からの協議事項に関する提案・見解—

○大橋委員 まず、座長にお伺いしたいんですが、今、宮原委員から、会派の見解ということでお示しがありました。これから、我が会派の考え方という形でお示しをさせていただきたいと思うんですが、取りまとめの作業に当たりましては、このそれぞれの会派の考え方という扱いについて、どういうふうな取り扱いをされる予定なんでしょうか。

○浅田座長 今までの5回の議論を通じてわかっておりますのは、大都市制度について問題はあるという認識では、宮原委員も同じ御意見ですが、だからどうするということ、かなり見解に違いがあります。だから、この協議会で一本の報告書をまとめて出すというのは、事実上無理だと判断しております。だから、共産党の議論内容はこういうものでした、維新の会の議論内容はこういうものでした、そういうふうに分けて整理して、議会には報告しようと思っております。

○大橋委員 いわゆる両論併記という形で、優劣とか正誤じゃなしに、両論の併記という形であらわされると。はい、わかりました。

○浅田座長 ただ、大都市制度に問題があるというところでは、認識は一致しております。違いますか。

○宮原委員 大都市制度にも問題があるけど、私の場合は、今までの大阪府政だとか国の政治も含めて、政治の中身にもっと問題があるということではある。もちろん大都市制度が議論するテーマの一つだということは否定していませんけどね。ただ、政治の中身を変えることがもっと大事やぞというのが私の意見ではあります。

○浅田座長 お気持ちはよくわかりますし、一部そういう思いは共有させていただいていますが、経財界のモラル云々というのは、私たちのお話しするテーマからは若干外れていると思いますので、それは御理解いただきたいと思います。

○大橋委員 それでは、それを踏まえまして、我々大阪維新の会の考え方をお示しさせていただきますと思います。

まず最初に、めざすべき方向といたしましては、国、広域自治体、基礎自治体の役割分担の明確化というのをメインに据えさせていただいております。そして、住民自治の拡充、これは財源、権限、責任を持って地域経営を行うという地方政府の確立であります。今、申し上げました目標を達成するには、国の出先機関の移管等とあわせ、次の3つが不可欠だと考えております。1つは府市の再編であり、2つは広域機能の一元化、そして区長公選の導入というふうな考え方があります。

それでは、大都市制度をめぐる、これまでの歴史的な経過をまず振り返ってみたいと思います。

戦前、特別市運動というものがありました。国の統治機関である府県から、公選市長の6大市が独立する運動ということでありまして、官選知事の府県から独立を目指す6大市長が、特別市運動を展開されてこられました。次に戦中でございますが、東京都が成立をいたしました。戦時体制が強化される中で、昭和18年に東京府にあわせて公選市長の東京市を廃止して、東京都が成立をされております。大阪市は発足以前、東、西、南、北の4区が分かれ、公選区会が存在いたしておりましたが、大阪市発足後、公選の区議を有する財産区、学区として存続するも、戦時下で消滅して、大阪市の吸収されたという経過があります。

そして、戦後、特別市運動から政令市の成立が見られます。戦後、占領下の民主化政策の中で、都道府県知事に公選制が導入されましたが、依然5大市側と5大府県側の激しい論争が繰り広げられております。その結果、特別市の規定が地方自治法に盛り込まれ、区長公選についてもGHQの意向を受け、貴族院の修正動議により成立をいたしました。その後、市域の拡張をめぐって、5大市側と5大府県側で再び論争が繰り広げられましたが、昭和31年の地方自治法改正によりまして、政令指定都市制度が成立し、特別市制度は廃止されました。

次の政令市制度の導入後につきまして、府市の論争と二元行政の固定化が長く続き、現在に至っているわけでございます。昭和45年に地方制度調査会から府市の現状をいわば追認する答申が出されております。大阪市は都心部の再開発に専念し、府は周辺地域について市町村行政を補完し、都市の経営に当たっているという現在の行政体制は、府市の二重行政という理論上の問題があるにもかかわらず、その運営の実態においては、地理的な機能分担を図りつつ、それぞれ大都市問題の効率的な処理に努力している現状を認めることができる。このような現状認識に立って考えた場合、今後、大阪市周辺地域の一層の都市化の進展に伴って、大阪市と関係市町村の緊密な関係を推進すべきことは当然である。しかしながら、大阪府を存置したまま大阪市の区域を広範囲に拡張することは、その基礎となる地域社会の実態において、府とほとんど異ならないこととなり、府、市の2つの階層の地方公共団体を存置する理由が認められがたいので、大規模な市域拡張の問題については、府県制度将来のあり方との関連において検討することが適当であるという第14次の地方制度調査会の答申が出されております。

現在、改めて大阪にふさわしい大都市制度の議論をすべきであります。それぞれの大都市の実情に応じ、大都市制度がいかにあるべきか、改めて議論すべき時期が到来していると考えております。

大阪府域における統治機構のあり方につきまして、大都市制度の変遷のイメージ図をごらんいただきながら御説明させていただきたいと思っております。

現状は、総生産額、GDPなど、東京に続く高いポテンシャルを有しており、景気の低迷、集積力の低下の悪循環に陥り、暮らしは非常に厳しい状態であります。戦後、とりわけ右肩上がりの高度経済成長の終えん後、産業構造の転換の遅れなどから、極めて顕著にあらわれております。これを府・市の関係から見ますと、戦前、大阪市が市域への産業、人口の集中に対して、都市問題を一手に担っておりました。高度経済成長時代には、大阪

市が市域の再開発、府が市域外の都市経営に注力いたしておりました関係上、市域から府域への分散、拡大がさらに広がってきたわけであります。そして現在、投資余力が減少する中、府、市がばらばらで戦略を描いているという現状のため、人口減少社会への移行という時代変化に対応できないこともあり、大阪トータルでの有効な政策を打つことができてないという現状があります。

そして、問題意識ではありますが、府市で統一した戦略を描き、トータルでの効果的な施策展開が図られていれば、違った道もあったはずであります。これまでも幾多の連携協議がそれぞれの利害、組織の枠組みを超える取り組みに踏み出せなかったことが要因となっております。今こそリーダーシップを発揮し、方向性を決し、そのもとで期限を区切って協議を進め、府市再編を実現すべきであります。

大都市制度には多様なものがありまして、府市再編には、我が国の地方自治のありよう、大都市制度の変革が不可欠であります。社会経済情勢の変化、政令市の多様性に目を向けず、全国一律で画一的な制度を今後も依然続けているということは、ナンセンスではないでしょうか。既存制度にとらわれず、それぞれの地域の実情に応じた大都市制度の実現を働きかけるべきというふうに思います。

大阪の特性といたしまして、狭隘な府域の中心に大阪市が存在いたしております。大阪市を頂点にGDPや事業所など都市集積が府域全体に広がり、さらには京阪神に連担しております。この円錐形の図をごらんいただければわかるかと思えます。

他の首都圏におきましては、東京23区に極めて高い集積がありますが、横浜、川崎、埼玉等、大きな広がりがあります。また、名古屋圏におきましては、名古屋市中心、そして三河地方にも集積した、分かれたような円錐形になってございます。

こうした状況にもかかわらず、大阪におきましては、府市は市域・市域外という二元行政の状態でありまして、このまま大阪市域のみをもって特別市的な制度を敷くということは、大阪都市圏の分断を招くおそれがあります。これでは、都市の強み、一体性を十分に生かせることができません。今後、需要が増えるだろうと予測されます福祉などの身近な行政に注力するとともに、大都市圏の発展を進めるため、広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確にすべきであります。

目指すは二階層の大都市制度であり、広域自治体である大阪都と基礎自治体である特別自治区の役割分担が徹底された地域の実情に応じた大都市制度が必要であります。大阪市域は中核市程度の権能を持つ特別自治区に分割し、住民の参政、参画のもと、官僚主導の縦割りの対応に陥ることなく、住民に身近な行政を地域の実情に応じて迅速に取り組む必要があります。大阪都は、現在の大阪府域を対象に都市集積を生かした成長戦略、産業振興計画を描き、交通インフラなど重点的に取り組む必要があります。広域機能の一元化に伴い、府域に広がった都市集積を生かしながら戦略的な広域自治体の実現が図れます。

世界的な都市間競争に打ち勝つ「強い大阪」の実現を目指すには、我が国の成長を牽引し、いざというときには東京に集中する機能をバックアップする副首都ともなる必要があります。住民の参政、参画のもと、だれもが生涯にわたって生き生きと暮らすことができる「やさしい大阪」の実現が必要であり、現在の行政区を基礎自治体として特別自治区に再編し、官僚的縦割りで住民から遠い存在から、住民の参政、参画のもと、住民が自己決定できる住民に近い基礎自治体に転換する必要があります。

住民が決定できる事項を幅広く拡大し、決定したものは確実に操作できる、コントロールできる行政運営体制を整備する必要があります。権限、財源、そして組織体制面での強化を図ることで住民ニーズに迅速、的確に対応できる行政システムが確立できるはずです。

7ページのイメージ図をごらんください。上が広域自治体、大阪都の役割でありまして、そのもと大阪府内の基礎自治体は、従来の市町村に中核市程度の権限を移譲できる規模に、また大阪府域におきましては、特別自治区を設け、公選制の区長を置く基礎自治体の集合体とするイメージでございます。

次に、工程ですが、4年を目途に府市再編により大阪都、そして特別自治区を実現してまいりたいと思います。それまでの間を、移行期間と位置づけまして、「大阪都構想推進協議会」を設置させていただきます。構成につきましては、大阪府知事、大阪市長、堺市長が想定され、目指すべきテーマといたしまして、自治機能の役割分担、そして一元化すべき広域機能と手法、行政区の基礎自治体化。もちろん区長公選制、権限や財源、組織体制の強化という面を協議いたしたいというふうに思います。法改正を待たずとも可能なものは、府市再編に先行して一元化し、行政区の権限、財源、組織体制を強化し、区長公選に向けての取り組みに向かってまいります。その上で、地方制度調査会での議論や住民投票、法改正を経て、大阪都、特別自治区に再編を行うという工程でございます。

大阪府域における広域自治体のあり方といたしまして、現状は狭隘な大阪の中心に大阪市が位置し、地理的特性などから、極めて大きな役割を大阪市が果たしております。府は、市域のことは基本的に大阪市と、市は市域を、府は市域外ということを前提に、2人の指揮官がそれぞれ別々の施策展開をされております。結果として、都市経営の責任が不明確になるとともに、投資の分散や非効率が生じ、大阪トータルの発展、成長を阻害しております。あるべき姿は、大阪の発展、成長のためには、広域行政の指揮官を1人にして、広域機能の一元化を目指し、具体には、大阪全体としての統一的な戦略に基づき企業集積を図るなど、産業政策を強力に推進し、市域を含め府域トータルの視点で真に必要な交通インフラの整備を重点的に行うなど、選択と集中した取り組みをし、大阪の都市としての競争力を飛躍的に高める必要があります。

もちろん大阪全体のセーフティネットを確保するため、基礎自治体のバックアップとして国民健康保険や介護保険などの運営を担う必要もございます。

10ページをごらんください。現状として、市域・市域外で区域が分断され、「ヒト、モノ、カネ」がばらばらと点在しております。あたかも2つの大阪が存在するような状況を一元化すれば、広域行政体、そして基礎自治体というふうに事務分担をきちっとして、広域行政を一元化して大阪全体の都市機能を充実させ、投資の選択と集中で統一した戦略を描けるということでもあります。

一元化による広域行政の強化に向けましての考え方でございますが、大阪都が府域の広がる都市集積を生かした統一戦略を策定いたします。これをもとに道路や法定権限について広域的な視点から大阪都が担います。道路や港湾など公営企業、さらには産業や大学などの任意事務については、大阪都への一元化をはじめ共同法人の設置や民営化、最適な運営形態を目指してまいります。

対象とする行政分野につきましては、広域行政を一元化する場合、すべて広域機能を大

阪都に集約するのではなく、特別自治区に一元化するものも含め具体の分野ごとに最適な執行形態を追求してまいります。その際には、効率的で最適なサービスの確保や大阪都市圏、関西経済圏の成長への貢献、府民、市民へのガバナンスの確保といった基本方向に基づき検討を行い、準備が整った分野から順次一元化を先行的に実施してまいります。その手法といたしましては、法改正による移管、市から府あるいは府から市への事務・権限の委託、または広域機能からの切り出しをした広域連合の活用、府市共同法人の設置、民営化等々検討してまいりたいと思います。

次に、財源のあり方でございますが、一元化による財源は、それぞれの分野ごとの手法によって、委託費や負担金、出資金等が必要となると考えられることから、事業実態を踏まえ、適切な費用負担スキームを構築する必要があります。

12ページをごらんください。例えば道路におきましては、負担は義務的に実施されませんが、制度として確立されれば、実施主体への国庫補助、交付税算定などの地方財政制度の仕組みの中で移転がなされるであろうと考えられます。鉄道事業あるいは港湾事業などにおきましては、広域に一元化した場合は、会計の移転に伴い財源を自動的に移転させます。府市共同法人等で運営する場合は、それぞれが必要経費を負担いたします。民営化などでは、その仕組みの中で検討が図られるということでございます。産業施策や美術館、大学などは、通常一般会計内において任意に実施されている事務であります。その財源負担も任意に行われるであろうというように考えられます。

これら工程も4年をめどに府市再編により大阪都、特別自治区を実現するという方向性に沿って、先ほど申し上げました考え方も踏まえ、13ページに工程をイメージで記させていただいております。例えば、産業では、関西広域連合は大きな方針で大阪の成長戦略は府市で一本化するということをもって、最終的には関西州へ集権が図られるということでもあります。

14ページをごらんいただきますと、例えば都市計画でありましたら、大阪全体の発展、成長を目指して統一された戦略計画のもと重点的な取り組みが展開できます。府域トータルで一体的な都市づくりが推進できます。

道路におきましては、幹線道路あるいは広域的な視点での道路は大阪都が、生活道路は特別自治区が、この役割分担の明確化により、市域・市域外という区域分断に陥ることなく、府市一体でのネットワークが形成できます。

港湾につきましては、関西ワイドで大阪湾諸港、神戸から大阪、和歌山に至る諸港を広域的に港湾機能を集約化することで、世界と伍した競争できる体制を構築でき、あわせて民間的発想などで港湾機能を効果的に発揮されることが出来ます。地下鉄等は、都市部、空港や空港等へのアクセスを強化し、関西圏を支える広域交通ネットワークが確立され、さらに経営形態の合理化によりまして、運賃値下げによる住民、利用者のサービスアップも考えられます。消防にとりましては、高度消防機能の強化を図れますし、指揮命令系統の一本化による危機管理対応の強化も図れるであります。

あと、大学や国民健康保険、介護保険は、先ほど申し上げましたとおりでありまして、事業部門の水道は、スケールメリットを生かして効率的な人員体制を実現するとともに、水需要の低下に合わせた水道料金のさらなる値下げが図れるであります。病院等におきましては、医療資源の適正配置が行われ、一元化することによって、大阪府域の医療需

要への適切な対応や医師確保が行いやすくなります。大阪全体の医療サービスの向上が図れ、経営の効率化が図れるというふうに考えている次第でございます。

大阪府域における基礎自治のあり方につきましては、現状といたしまして、住民に身近な存在として十分な行政サービスを提供していくこと、そして、それには行財政基盤を充実すると同時に、住民が自らの自治体のサービスや施策を自ら決定できるような住民自治機能を向上させていくことが不可欠であります。

こういった意味から、大阪市のような260万人規模の市が、住民から遠い存在となり、住民コントロールが十分きかない自治体と言えると考えます。今後、住民の厳しい生活を支える役割など、基礎自治体として担うべき役割を担えるような行政区を特別自治区に再編すべきであります。

16ページをごらんください。規模が大き過ぎる自治体の問題として、住民から遠い存在となり、コントロールがききにくい。きめ細やかな行政サービスが困難であります。意思決定に時間を要し、住民応答や施策にタイムラグが生じる。市長に住民の声が届きにくいというような問題点があろうかと思えます。

しかし、規模が小さ過ぎる自治体にも問題がありまして、財政基盤が弱いでありますとか、安定に欠け、総合的な行政サービスが担えないというような問題もあろうかと思えます。すなわち、行政サービス提供面におきまして、専門職の配置や専門組織の設置が困難になるのではないかというふうな懸念もございします。

住民に最も身近な存在である行政区であります。政令市の現在、出先機関であるがため、問題が発生いたしております。17ページをごらんください。

行政区は、基礎自治体としての機能を十分に果たせるように転換すべきであります。住民の声が十分に受けられる区政が運営される体制にはなっていないのではないかという問題があるからであります。また、行政区の権限につきましては、戸籍や住民登録、福祉等の窓口業務などに限定され、総合サービスの担い手からはほど遠い現状でありまして、組織体制も4課プラス保健福祉センターのみと限定的になってございします。

20ページをごらんください。これが北区の例でありまして、北区役所の組織であります。総務課、市民協働課、窓口サービス課、保健福祉課、そして保健福祉センターというような状況で、カウンター業務がメインとなっております。サービスにつきましても、教育、危機管理についての役割が限定的で、きめ細やかな対応には限界があります。そもそも市全体では、学校の管理スパンも広過ぎて対応ができません。福祉につきましても市域一律の施策となっており、区ごとの実情に応じたきめ細やかな施策が実施できてないのは前回も前々回も御紹介させていただいたとおりであります。

住民のコントロールにつきましては、区長は公選ではなく、直接請求権の単位も大阪市全体となり、成立が困難であります。住民の声は本庁に送られ、行政区からの直接の応答ではございしません。すなわち住民コントロールが不十分であるということでもあります。

では、あるべき姿はどうなんでしょうか。基礎自治体の役割とあるべき姿といたしまして、住民の暮らしを総合的に支え、安心・安全を守るということでもあります。さらには、行政基盤の充実を図る。また、住民の意思決定が施策決定に反映され、住民が予算のチェックをできる住民自治機能の向上を図ることが肝要であります。加えて、住民の生活全般をしっかりとサポートできるような十分な権限と財源を持つと同時に、総合的で専門性の高

い充実した組織体制、かつ行政運営を機動的に行える組織体制を構築する必要があります。さらには、広域機能を除く中核市並みの権限を持つ基礎自治体を目指すべきであります。

特別自治区への転換であります。このような基礎自治体の役割を担えるように、行政区を中核市並み権限を持つ特別自治区に再編する必要があります。

18ページをごらんください。特別自治区への再編方針といたしまして、住民コントロールの面で公選区長を置き、公選の区議会を置きます。

権限としましては、先ほども申し上げましたように、中核市並みの十分な権限と財源を与えます。

組織体制といたしましては、住民生活全般をサポートできる総合的で専門性の高い組織体制を有するようにします。

人員につきましては、府内中核市を参考に、適正な人員配置を行います。

規模といたしましては、専門性、効率性にすぐれた人口30万人程度が適切かと考えられます。

財源につきましては、財政調整の仕組みを導入いたしていきたいと思えます。

また、住民自治機能につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、区長の公選制、市長の部下である役人区長より住民の声に応えられる区長へと、区長を公選とし、区議会を設置することにより、自己決定、自己責任を実現できることとなります。

権限につきましては、中核市並みの十分な権限と財源を有する基礎自治体に再編いたしていきます。

19ページをごらんいただきましたら、箱囲みの網掛けした部分が現在の24区が行っている事務でございます。この一般市レベルの事務のわずかこの部分だけで、その上の特例市レベルの事務、そして我々が目指しております中核市レベルの事務で包含されます。

21ページが中核市の高槻市の組織図であります。

見ていただきましたら、3分の1ぐらいしかあらわされておりませんが、非常に細かい図で恐縮でございますが、例えば保健所の欄を見ますと、保健総務課、衛生課、予防課の下には保健予防係でありましたり、食品衛生係でありましたり、医事薬事係があります。この下には子どもに係る専門職が記載をされております。いわゆる中核市における専門職の配置が可能になっているという実態であります。

人員についてであります。24ページのところです。大阪市と一般市であります守口市の職員数の状況の対比でございます。

大阪市の一般行政職、いわゆる本庁機能プラス出先機能の事業部門を除く人員です。これを、1万5,764人を人口1万人当たりで換算いたしますと59.1人、一般市であります守口市では、1万人当たり46.7人と、13人弱多いということになります。

次のページの中核市であります高槻市の職員数の状況と比較いたしますと、高槻市では1,338人が一般行政職、これを人口1万人当たりで割りますと37.5人と、先ほどの大阪市の59.1人と比較いたしますと、かなりの開きがあります。

このように、ごらんいただいておりますかと思いますが、先ほど来申し上げておりますように、我々が目指す中核市並みの権限を持った基礎自治体を目指す、中核市を参考に適切な人員を配置いたしたいと思えます。

なお、大阪市の場合は、23ページのグラフに記載させていただいておりますように、

中核市の高槻市や一般市の守口市と比較いたしましても、人口当たり、先ほど申し上げました、職員数が多くございます。このため、両市程度に効率化を図れば、職員数を増やさなくても再編が可能であると考えられるデータであります。

その再編というのは、30万人規模で、おおむね8つぐらいの区画ということになります。今申し上げました人口規模につきましては、充実した行財政基盤を確保しつつ、専門性、専任性の高い職員の配置が可能であるというところでもありますことから、30万人程度の再編を目指すというふうな考え方であります。

合区など、具体的な方法については、今後、府市再編協議会で検討していただきたいというふうに思います。

26ページの表が府内市町村の人口1人当たりの行政経費を比較したものです。

左端が人口区分でありまして、上から政令市、30万人以上、30万人未満、20万人未満、10万人未満、5万人未満で、歳出総額は30万人未満が人口1人当たりの経費としては一番安く、そして議会費、総務費、社会福祉費、いろいろ費目の属性ありますけれども、30万人前後のところは総じて合理的であるというものです。人口1人当たりの行政経費から見れば、20から30万人程度の規模が最も低くなって、効率的であります。

先ほど申し上げました専任組織設置率であります。27ページをごらんください。

人口区分におきまして30万人以上ではほぼ、専任組織の組織率は100%充足しておりますが、30万人を切り、なお20万人を切っていくと、5割を切っていくような専任率というふうになるわけでございます。

また、府内市町村の人口規模別の専門職員配置状況をあらわした表であります。先ほど申し上げましたケースワーカーでありますとか査察指導員でありますとか建築技師等の専門職はやはり30万人以上のところで一定の人数が確保され、適正な行政サービスが行われているというふうに考えられるところであります。

次に、そういうことが実現された意義につきまして、これまで身近でありましたが、市役所の単なる出先機関にすぎなかった行政区から先ほど申し上げました住民参加による基礎自治体としての特別自治区に転換が図れば、区長は公選に、また公選の区議会のもと、住民自治機能が高まり、自己決定、自己責任の自治が実現されます。住民の声が直接自治体の意思決定に反映され、地域の課題の解決がこれまで以上に図られるということになります。また、地域と一体となった地域コミュニティの活性化を図ることもできます。そして、あわせて権限、財源、組織体制の強化を図ることで、高い行政サービスの提供が可能となります。

次に、政令市以外の市町村における基礎自治のあり方でございますが、府内市町村において住民の生活全般をしっかりとサポートできるよう、十分な権限と財源を持つと同時に、総合的で専門性の高い充実した組織体制、かつ行政運営を機動的に行える組織体制を構築する必要があります。

具体的な権限の範囲としては、広域機能を除く基礎自治体が担うべきあらゆる事務を総合的に担う、中核市並みを目指す必要があります。

合併を選択する市町村については、自主的な推進を求めてまいりたいというふうに思います。また、合併を選択しない市町村についても、市町村同士の広域連携により中核市並みの権限を担えるような体制整備を図る必要があると考えております。

次の財政調整の仕組みにつきましてですが、特別自治区は財政破綻することなく安定した財政運営を行うとともに、各特別自治区間の財政格差を是正するためには、財政調整制度が必要であります。

財政調整制度を検討する前提条件は、現行のサービス水準を維持、中核市並みのサービスを提供できる財源を確保することが必要であります。

制度設計次第では財政調整は可能であり、「新たな大都市制度検討協議会」の財政シミュレーションにおいても、例えば市域の交付税の受け皿を政令市にかわって都が担うような手法を講じれば、30ページの図のような形ができれば、財政調整ができることが明確にされたところであります。

今後、協議会でやる新たな都と特別自治区の具体の役割分担の検討にあわせて、財政調整制度の制度設計についても詳細検討を行っていく必要があります。

今申し上げましたように、特別自治区は財政破綻といったことをすることがなく、安定した財政運営を行うとともに、各自治区間の財政格差を是正することができます。

今後は詳細な財政設計が必要でございますが、前回、座長から提出の資料でのシミュレーションをもとに考えますと、大阪都が旧大阪市域の交付税の受け皿機能を担うケースが考えられます。

31ページの財政配分のシミュレーションの図であります。法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税、いわゆる五税の調整税と地方交付税、臨財債を含む調整交付金5,371億円を原資、これは前年度の実績であります。大阪都と特別自治区の財源配分をシミュレーションするといたしますと、特別自治区に約6割ぐらい、ここでは61%というふうになってございます。配分すれば、大阪都とあわせ、すべての特別自治区で黒字を確保できるというシミュレーションであります。

繰り返しになりますが、法改正など国との調整をはじめ、詳細な制度設計は今後の課題といたしますが、前回、座長から提示された資料をもとに一定のシミュレーションを行いますと、制度設計次第で財政調整は可能であり、各特別自治区において現行のサービス水準を維持し、中核市並みのサービスが提供できるというシミュレーションができております。

なお、財政調整とサービス水準について一言申しておきますが、座長のシミュレーションはあくまで大阪市の現行サービスの水準の確保が前提となっているということの理解をお願いしたいと思います。地下鉄、水道などの公営企業については経営形態そのものを見直して、効率的な経営のもと、サービス水準を上げていくということであるということをお理解いただきたいというふうに思います。

31ページの下段が、すべて24区、収支赤字は出ないというグラフであります。

32ページがシミュレーションに基づく格差是正の図であります。人口1人当たり税収と交付税の合計の格差が最大の中央区と最小の西成区で12.9倍。財政調整をしますと、結果、格差は2.8倍に縮小するというふうな内容であります。

次に、新たな大都市制度における議会のあり方でございますが、広域自治体における議会のあるべき姿を申し上げます。

改革の方向性として、広域自治体にふさわしい議会は、広域自治では多様な選択肢の中から大阪にふさわしい施策を選択、実施していくことが求められます。これまで議事機関

としてチェック機能に限定されている傾向にありましたが、より積極的に広域自治体の政策立案、予算編成、施策の執行にかかわっていくことが必要であります。すなわち政治主導での条例立案、制定が活発に行われるような立法機関としての役割を強化すべきであります。

広域自治体への議会の積極的関与の手法といたしましては、議員の執行部への参画、例えば部長との兼務というようなことで、多様な民意を反映できる議院内閣制の導入も考えられます。ただし、法改正が必要であります。

そして、議会のサポート体制といたしましては、執行部の提案をチェック、追認する役割から、先ほど申し上げましたように、政策、予算の立案、執行に関与するとなった場合、議員の資質向上はもちろんのこと、議員をサポートする議会事務局体制の充実が必要であります。

執行部採用の職員の異動に頼らない議会職員採用を追求し、弁護士、会計士といった専門的な知見を有する者の登用を進め、議員の政策立案、シンクタンクのような支える体制を整備すべきであります。

また、各会派によって大きく政策の方向性が異なることから、一部職員の政治任用を可能とする仕組みも求められていると考えております。

選挙につきましては、広域自治体は大阪全体の成長戦略や必要となるインフラ整備を行うことを任務といたしておりますことから、広域自治体に設置される議会にふさわしい議員を選ぶことが可能な選挙としなければなりません。すなわち、政策選択が焦点となる選挙ができるよう、また1票の格差をゼロに近づけるよう、府民の平等の観点からも必要であります。したがって、大阪全域での大選挙区制度の導入でありますとか比例代表選挙の採用やその併用が望ましいと考えられます。

議会のコストにつきましては、現行の大阪府議会の議会コストを下回るよう、広域自治体の議員数や報酬を決定すべきであります。ただし、議員をサポートする体制の充実の必要性は今申し上げたとおりであり、議会事務局コストについては必要の範囲内で制度設計をすべきであると考えております。

次に、基礎自治体にふさわしい議会であります。これも同様に、議員が自ら政策立案、予算の編成等にもかかわれる議会を目指すべきでありますし、基礎自治体への議会の関与の手法として議員の執行部への参加参画や部長との兼務等、多様な民意を反映できる議院内閣制の導入等必要であろうというふうに考えてございます。

議会のサポート体制につきましては、広域自治体と同じく、専門性を追求した議会事務局職員の採用と環境整備が必要になると考えられます。

また、選挙につきましては、住民の日々の暮らしに密接に関連する住民サービスの提供を任務としている議員の選挙にあつては、地域別、年齢別に多様なニーズを反映する議員を選出する選挙区制が望ましいが、基礎自治体の内部でも細かな選挙区の設置による地域ニーズの反映や基礎自治体全域を選挙区とすることで多様な民意を反映する、あるいはこれらの折衷型など、地域の実情に合った選挙制度が選択できるような整備を考えております。

次に、議会コストにありましても、先ほどと同様、現在の市議会の議会コストを上回ることはないよう、議員数や報酬を決定すべきであり、議会事務局の専門性を高めるよう、

議会コストにあっては必要な範囲内で制度設計すべきであるということが我々大阪維新の会の主張であります。

続いて、この際、御説明申し上げたい点がありますので、お時間をいただきたいと思えます。

我々が今申し上げております大阪都構想の議論に対しまして、二、三日あたり前から非常に情報も増えてございますが、特別自治市ということについての整理をしておく必要があるのかなというふうに思います。

資料「大阪特別自治市について」をごらんください。この図はエリアを横軸、仕事を縦軸にとった特別自治市というイメージを記載いたしております。

大阪市は、現在の市域を前提に、大阪府から独立した特別自治市という主張をされております。区役所につきましては、現在の市役所の出先事務所として行政区が基本でありませぬ。市町村と比較していただければ、わかるかと思えます。

しかし、GDPや事業所などの都市集積は大阪市にとどまらず府域に広がり、大阪市のみの特別市にするのでは、大阪都市圏の分断にしかつながりませぬ。市域、市域外の二元行政のさらなる固定化につながるわけでありませぬ。これでは都市の強み、体制を十分に生かせておりませぬ。

第4回協議会では、神奈川県東端に位置し、神奈川の中心というより、23区を中心とする首都圏の都市集積の一翼を担う横浜市は特別自治市も有力な選択肢と発言をさせていただきました。対しまして、大阪は狭隘な府域の中心に、先ほども申し上げましたように、大阪市が存在し、大阪市から府域への集積の広がりを踏まえますと、大阪府全体を特別自治市にする必要があります。これなら我々も十分理解のできる案であります。

ただし、現在の市内に30万人規模として8ないし9の公選区長の特別自治区を設置するというのが必須条件であります。これによって特別自治市が府域に広がり、都市集積を生かし、大阪全体の広域行政を担えます。特別自治区は、住民の参政、参画のもとに、住民に身近なサービスを提供できるというように考えられます。

大阪市、大阪府の地図から特別市に至りますイメージを4ページ以降にあらわしております。今の大阪市から大阪全体の特別自治市の設置を行い、あわせまして行政区の再編、自治区の創設を行います。

我々の考え方を要約いたしますと、今の大阪の実情に合わせた大都市制度をつくり、広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確にし、広域自治体と基礎自治体は別の自治体であり、広域と基礎の両方の行政を1つの自治体が担うのは不可能であります。広域行政の範囲は府域とし、広域自治体が一元的に実施する。大阪市は大き過ぎ、住民コントロールが効き、迅速、きめ細やかで総合的な住民サービスが可能な基礎自治体に再編するということであり、図のように大阪府域全体を特別自治市というふうにし、旧来の大阪市内に30万人規模の8つの自治区を再編するということでありませぬ。

これがポイントとして押さえられるのなら、大阪都という名前にこだわるものではなく、大阪特別自治市でもいいというふうに考えております。都市の実情に即して、広域機能が十分発揮できるということが我々のポイントでありませぬ。大阪都、大阪特別自治市という名称にこだわっているものではありませんということをご発表させていただきたいと思えます。

以上、我々の考える大都市制度の見解であります。

○浅田座長 ただいま宮原委員と大橋委員のほうからそれぞれの御見解につきましてプレゼンテーションをしていただきましたが、今の両プレゼンに対しまして意見交換というか、質問というか、議論をできたと思うんですけども。

○宮原委員 これは、削除を求めても、皆さん削除されないでしょうから、私の意見として記録しておいていただきたいのは、最初のころから何回か申し上げておりますが、大阪市あるいは周辺の市、府内全域ですね、要するに、そのあり方をここで決める、決めるというか、決めるわけじゃないけど、中間報告だけど、というのはあまりにもやり過ぎ。それは、削除していただいたら一番ええけど、皆さん削除されないんだったら、うちとしては、そういう抗議の意見があったということを残しておいていただきたい。

それから、これは質問なんですけど、1つは、今の国の地方税財源の制度だとか、そういうものの改善は求めないのかということと、それから、もう1つは、20万人、30万人の市が比較的うまくいってるという記述が幾つか出てきたんですけど、北摂で言いますと、吹田市、豊中市、高槻市、茨木市、20万人以上の市、多いですよ。ただ、こういうところは市税収入なども皆大体ベストファイブとかに入っている市ばかりなんです。だから、高槻市で枚方市なんかと並んで42市町村の中で9番目ぐらいの税収だったと思いますが、高槻市は北摂7市で実は最低の税金収入ですから、平均的にベストテンぐらいに入るところに比較的20万、30万という市が多いというのが大阪の特徴なので、20万人、30万人の市がある程度うまくいってるから、それに右に倣えというのは、少し違うんじゃないかと。これは2番目の質問です。

それから、3番目の質問は、大阪市は例えば生活保護率が随分高いんですよ。そうすると、ケースワーカーもたくさんいる。以前に調べたところでは、確か1人のケースワーカーが120世帯ぐらい担当してる。高槻市で九十何世帯だったかな。それぞれ基準より多いんですけど、基準は一応80世帯ですから。しかし、それでも大阪市は3年限りのケースワーカーとか、そういう非正規の形で雇っても、120人とか、たくさんの1人当たりの担当になる。だから、生活保護率の高さだとか国保世帯が比較的貧困が進んでいるだとか、そういうことを抜きにして、職員の数だけ比較して言うのはいかなものか。そういう点はどういうふうにお考えなのか。

それから、4番目の質問ですけど、国保は結局、これはどうされるんですかね。こういうふうに一歩化するというのは簡単みたいに見えて、今、国保料金というのは、200万円の所得で、モデルケースで言いますと、例えば高槻市と堺市は15万円ぐらい違いますよね、約28万円と約43万円、これは私、以前、資料で出しましたけど。しかし、それは292億円ぐらい一般会計から国保の特別会計に入れて、なおかつそういうことだからね。そうすると、皆さんはおっしゃらなかったけど、橋下知事は繰り返し一般会計からの繰り入れはだめだということをおっしゃってるので、そうなると、例えば大阪市では3万4,000円ぐらい国保料が上がるということになるんですけど、その点、どうお考えなのか。

だから、大阪市とか周辺市のことをここで方向性を出すのは私は反対だという意見だということと、それから質問としては、国の財源措置を求めないのか、それから20万人、30万人というのは比較的税収やその他が安定しているところが、平均的にですけど、多いので、それをモデルにするのはいかなものかということと、それから大阪市などは生

活保護だとか、いろんなことが多い、そういう行政需要が多いということも当然勘案されるべきじゃないのかと、それから4番目の質問は国保、この辺が、今聞いた範囲での私の質問ですけどね。

○大橋委員 宮原委員の御指摘の、まず1点目の国の税財政改正を待つべきではないかという点なんですけども、我々の期待するような改革、変革が起こるような兆しがあればいいんですが、たちまち我々4年、8年という今スパンでの議論の中で、その目途があらわされていない中で我々が絵空事を考えているということになってはいけないということから、現行制度内でできること、そしてまたできないことについては、できることがすべて成就して、次のできないことへのステップの直前になったときに住民投票を行ったり、住民の世論を反映した体制でもって国へ訴えていくというように考えておりますので、基幹的なスパンとスピード感、そして実現可能性というところを総合的に考えたプレゼンになってございます。

20万人、30万人の規模が本当にうまくいってるのかというお話でございましたが、この提出させていただいております考え方もお示しさせていただきましたが、府内市町村人口1人当たりの行政経費、これは現在の単純な比較表であると言われればそうかもしれませんが、1人当たり一番比較するデータの中では安くついて効率的であると。なおかつ、専門性、専任の職員が比較的充実された人数が確保できている規模であるというふうに認識をいたしております。

○浅田座長 生活保護の数の大きさだとかいろんな点からいって、大阪市の行政需要が多いんじゃないかと。だから、そういう点を抜きに比較するのはいかがなものかという質問だったんです。

○宮本委員 大阪市の生活保護等に関しては、実態的には今言われるように1人で持ちケースが120世帯とかいうケースもあるんですけども、今まで地域別にケースワーカー配分していたところを、今は原因別という形で、高齢世帯、母子世帯、一番問題なのがおの他世帯となるんですけども、要は就労支援するところに関しては結構圧縮させてやったりとか、高齢のもう自立に向けた動きがないところというのは、1人300世帯ぐらい持って、そのかわりいわば介護とかみ合わせて、ほかの形でサポートするとかいうようなやり方をされてるんで、実質問題としては人員は大きくなっちゃってるというのはありますけども、その辺はそういう形で実態的には回ってるんですね。

逆にそんな面で言えば、うち門真市は、600人とか700人とかいうような事務の行政職員で、場合によっては40人ぐらいケースワーカーを充てなあかんということになれば、むしろもうちょっと大きな規模で柔軟な対応ができるようになったほうが実態的には対応しやすいんじゃないかなというふうに思います。

○新田谷委員 ケースワーカーですけども、当然生活保護者が増えればケースワーカーが1人で何人も持つというのはいろんな問題が生じると思うんですけども、基本的に私は別にケースワーカーが公務員しかできない仕事ではないと思っておりますので、きちっと基礎自治体の管理のもと、ケースワーカーも一定公務員でない方にもその仕事をやっていただけるような形をつくれれば、別に公務員の数と比例しなくてもいいという認識を持っています。

○大橋委員 最後の4点目ですが、国保の一体化というのはどういうことかという御質問

でございます。現在大阪府内の介護保険、一部事務組合で運営されてございます。あのようなイメージでできることであればいいのしょうけども、現行の保険者はそれぞれの市町村になってございます関係上、国保料の料金におきましてもまちまちの料金体系になってございますし、国保の拠出金にしてもそれぞれの自治体の体力によりまして基準がまちまちであります。それらを解消すべく、広域連合なりあるいは一部事務組合的な、負担と給付の整合性を図った制度設計ができればというふうに考えてございます。

○宮原委員 なかなかかみ合わないの、主張等聞いてて、必要な資料をつけさせていたきたいと思うんですけど。ケースワーカーの問題は、私も実は2年間ほどケースワーカーをしたことあるんですけどね。やっぱり住民の皆さんの本当にプライバシーにかかわるようなことにかかわった仕事をせなあかんので、やっぱり公務員でなくてもできるというのは、やっぱりそれは具合悪いというのが私の意見ですね。やっぱり公務員であるべきだと。

それから、もう一つ、柔軟な対応というのは、これは大阪市に限らず今でもやってるの。例えば、私などは精神疾患からくる、それを原因にした生活保護は、高槻市で私が担当してたんです、そのころね。それはそういう形で、すぐに自立とか就労とかならないので、ある一定数は、ケースはうんと私が増えるけどというようなことはもう40年前から実はやってることなので、それはそれぞれの市町村が今でも努力していただいていると思うんですけどね。

それから、国保の問題は、本当に広域連合にするにしても、結局これも資料つけさせていたきたいと思いますが、国保の場合は大きな三つの問題があって、一つは、国保世帯の収入はこの30年ぐらいで物すごく下がってるんです。それ以外の健康保険なんかの下がり方と雲泥の差がある。一方で、高齢化に伴って医療費はうんと増えてるんです。その上、国の関与は2分の1から3割ぐらいに減ったという、こういう三つぐらいの要素があって、国の関与をどう増やすかということなしには、私はもうこれは解決しないぐらい破たんしとると。正直言って、国保。だから、そういう点はここで一致はしないでしょうけど、それにかかわるような資料というのはつけさせていたきたいというふうに思います。

それから、国の問題は、確かにスピード感でそう簡単にはいかんじゃないかと言うけど、大阪府、市政の問題だって、皆さんはたしか2015年までにという工程表を出しておられるんだけど、これだとうまくいくとは限らんのやからね。そういう点では、少なくとも地方法人特別税みたいなものを財政が豊かでない大阪府から国が持っていくというようなことぐらいは、あれもすぐにでももう解決させなあかんとは私は思いますけどね。それはもうここで一致しなくても仕方がない。

○浅田座長 それは一致してるのでは。

○宮原委員 一応、だけど意見だけは最後なので言わせていただいて。今言ったことに関連したような資料は、今までの私の報告になかった分も含めてちょっとつけさせていたきたいと思います。

○松井委員 今宮原委員のケースワーカーの話ですけどね。プライベートにかかわることは公務員でないとできないというのは、もう全く民間でいるんなプライベートにかかわる部分をやられてる方もありますし、国勢調査なんていうのもすべて公務員でやってるわけでもありませんし、まさにプライベートにかかわってる部分がありますからね。ここはま

きに公務員でできないというのは、公務員の身分の部分だけを何とか守ろうとする宮原委員のお立場からいうとそうかもしれませんが、プライバシーにかかわることで、やはりそれは公務員以外でも十分やれると思います。

それと、国保の問題は、宮原委員はこの国保の制度を持続可能なシステムにしたいのかどうか。我々は持続可能にするためにも、一元化というものを考えてやっていかないと、今それぞれの市町村ではもうもたないん違いますかと。

それと、一般会計から知らない間に導入して国保料が安くなったっていうのは、これは税で取ってるわけですから、住民の財布から出てるというところでは一緒なので、一度持続可能にできるにはどうしたらいいのかという議論をするためにも、今の制度の受け皿を変えるというのは非常に重要なことだと、こう思ってます。

○宮原委員 2点だけ反論する。一致しないでしょうけどね。

プライバシーにかかわる部分はできるだけ公がすべきだというのは、私は公務員を守りたいからじゃない。住民の皆さんの幸せを守りたいからです。

例えば、そういう住民の情報というのは今、例えばネットなんかで一つの情報を何千円とかいうて売りさばかれてるような時代じゃないですか。それで、いろんな民間の情報が、例えば銀行なんかの顧客情報なんか流出したりして大問題になる。やっぱり住民の皆さんの個人的なプライバシーや、そういう中でそれぞれが幸せな暮らしを少しでも探求するということからいえば、生活保護だとかそういうのはやっぱり公がすべきだというのは、これは松井委員とは一致しないでしょうけど、そこは私の意見として申し上げておきます。

それから、国保は安定して運営したい。安定して運営しようと思うと、実は国の関与をかつての2分の1に段階的に戻すということが第一で、それがある程度できれば、5%増やすだけで国保の赤字の半分が、累積赤字の半分がなくなります。大阪でいうたらね。今累積赤字が800億円ぐらいですから。

それと、一般会計がみんなの税金や言うけど、私はよく商売してらっしゃる皆さんにも言うんです。例えば、自分とは市民税を払ってないとする。しかし、商売してらっしゃる皆さんなんかは仕入れのときには消費税かかっている、それから、商売には消費税がかかっている。そういう形で実際は税金の負担をされてるんだから、仮に市民税を払ってない世帯について、あまりにも国保料が高いのでね。一般会計から入れるというのは、幾ら入れてもいいとは言いませんけど、一定の限度において入れるということは当然、今でさえ払えない国保料なんかから、それを少しでも下げるために自治体やるというのはやむを得ない措置だと思います。そこは維新の皆さんと一致しないだろうけど。ただ、その一元化なんていうと、とんでもない国保料になって、とてもじゃないけど払えないよ。

○新田谷委員 国保なんですけども、宮原委員御存じだと思いますけども、国保料に差が出るというのは、それぞれの単位内の国保加入者の所得が低ければ低いほど負担率がすごく高いんです。ちなみに、泉佐野市が一番今高いんです。平均値をとれば、国保をかけている人の所得が高い人もいれば、平均値としてはほかの市のほうが国保料が高いというデータは出るんですけども、やはり負担率からいけば、国保加入者の所得の低いところの加入者が一番負担率が高いんです。

今、一般会計から補てんすればいいと言いますが、じゃ、当然国保加入者の1人当たりの所得が低いということは、多分市民1人当たりの所得も低いところなんです。そこ

から、一般会計から補てんすれば、どうしてももたないという現実がありますので、そこはその単位を、保険の単位を大阪府全域にすれば、確かに今のルールのままにすれば、今現在国保料の負担率の低いところが高くなって高いところが安くなって平均になるんですけども、そうなれば当然現在低いところの国保加入者が納得しませんから、その辺は現実的に今国がいろいろ制度でやってるお金を全部ちょうだいできればうまくいきます。

だから、将来的にはそういう形に持っていくべきだと思いますけども、とりあえず今大阪府内の中の43市町村の中の所得レベルの差による国保料の負担率の高さを味わってる人たちにとっては、やはり一緒にして、できれば今一番安いところに合わすのが一番いいと思います。その財源は今の大阪市の効率的な行政区域、30万人が一番公務員に払う給料が少ないというのは、その部分から持ってくるような方法をとるべきは考えて、最終的には国からきちっとした形で、現在使うてる金でいいですよ。それをきちっと持ってきてもらえれば、少なくとも厚生労働省で国保の担当者の連中の給料みたいなのは全部浮いてきますからね。全部地方へそれをちょうだいできれば。だから、そういう財源を見出しながらやっていけばいいんじゃないかと私は考えてるんですけども。

○紀田委員 宮原委員に質問なんですけども、今日御提出いただいているこの資料の11ページの最後のところで、基礎自治体は30万人程度が適当とする必要はないとおっしゃっておいでなんですけども、12ページの4番のところで、大阪市における住民自治の拡大は必要として、各区ごとに住民委員会をつくることが考えられるところおっしゃってるんですけども、これは人口30万人を適当とする必要はないとおっしゃりつつも、大阪市の260万人というのは住民自治ができていないという御認識でよろしいでしょうか。

つまり、住民自治が大阪市では全くできてない、だから各区ごとの住民委員会は必要ですというふうにおっしゃってると思うんですけども、その理解でよろしいですか。

○宮原委員 260万人というような規模の政令市ね。これ横浜市もそうだしいろんな地域たくさんありますけど、そういう地域の場合に一定の住民自治拡大のための取り組みが必要だということは確かです。それは別に、今の大阪市ができてないからという意味じゃありません。

違う言い方すれば、高槻市は今36万人ですけど、地域の広さは大阪市の半分あるんですよ。したがって、実は私は高槻市でも住民自治の拡大ということについて、いろんな提案を個人的にもあるいはうちの党を通じてもしています。そういう点では、だから、実際に住民の意見がどういうふうに反映するかということについて、大阪市の限らずかなりの市で改善する余地があると。単純に「できてない、だから」とかいうふうに、維新の皆さんみたいに言うつもりはないけど。

○紀田委員 住民自治拡大の必要性というところでは、意見は一致してるのかなと思います。特に大阪市については。

次に、本日御提出のところを見ますと、選挙区、選挙といますか議会について意見がないようなんですけども、議会についてはどのようにお考えなのか。これ、でも次回に御提出いただけるのでしょうか。

○宮原委員 前回私、議会については、比例代表を一つの基礎にしながら、ただ、今これは、大阪のように維新の会の皆さんが一定の支持を得てるような地域ですら無党派がやっぱり半分ぐらいある。そういう中では、政党、会派を全部一つの比例代表にするというの

は無理があるので、仮に大阪なら七つの地域に分けて、その七つの地域で比例代表をする。そうすると比例代表でもあるし、ある程度顔も見れるという。それは前回に言いましたので、前回の発言をもって中間まとめに入れていただきたいというふうに言うたのはそういう意味です。

それともう一つは、維新の皆さんはそれとこれとは別だということをおっしゃるんですけど、6月にああいうふうに、88人というふうに選挙制度を変えられたのは、比例代表ということを言われてるのからいうてもそれは違うねと。1回白紙に戻したらどうですかということを前回も申し上げました。それで、前回意見を言うてたので、今回は言わなかったということです。

○紀田委員 あと、資料の2ページで、GDPが増えているところは輸出系大企業のある県や政令市であるという御認識があるんですけども、一方で、GDPが増えても住民は豊かになってないと。その理由が内部留保の増大にあるというふうに御主張されてるんですけども、そういう理解でよろしいですか。

○宮原委員 それは、実は一つ一つは細かく検討せなあかんねんけど。だから大ざっぱに言ってというふうに書かせていただいたんですけど。

ただ、東京でも、例えば就学援助の率などは、向こうのほうが基準が若干高いからということがあるのかもしれませんが、大阪とほとんど変わらんかったりするんですね。だから、貧困と格差というのは別に大阪に特殊な事情ではなくて、全国に残念ながらある。それが大阪の場合はより深刻にあらわれてるということで、一方で、大企業の内部留保などはこの十数年で2倍以上になってきましたからね。

だから、日本全体に金がないわけじゃなくて、特定の大企業の内部留保として金が集まって、勤労者の所得の部分では下がってるというのは客観的に大ざっぱには言えることだと思いますけど。ただ、一つ一つの政令市について分析しようと思うと莫大な時間かかるのでね。もうそれは今回は放棄をしたということです。

○紀田委員 この点、ストーリーについてはかなり違和感がありますので、私の意見として、この見解には賛成できないというのをどこかで両論併記なりしていただければと思います。

○浅田座長 やっぱりGDPが増えれば、そこに一定の活性化、経済成長というものの恩恵を得る人間が増えるのはこれ当然ですので、間違いなく大企業の誘致に伴う波及効果というのは大きいと思います。今度バッテリー産業の集積を目指してますけども、これ絶対やるべきだと私は思います。

それを可能にするために、二元行政でうまくいってないところは一元化して、スピード感を持って都市経営に当たる環境整備をしないとイケないということです。

○宮原委員 大企業の誘致を別に全部いかんと言ってるわけじゃないけど、ただ、客観的な数字として、今日も申し上げたんですけど、80億円近くシャープの関連業者とパナソニックが今大阪府の金を立地促進補助金でして、一方で、これは今日は書きませんでしたけど、堺市だとか大阪市は10年間たてば固定資産税は5分の1でいいとかいうふうなことをやってるわけですよ。それで、実際に生まれた正規の雇用は180人とか、パートでも36人とかいうことで、雇用効果というふうに世間に言われてる分の1割以下だという客観的な事実と、それから一方で、保育所なんかをそれ以下のお金をかけてつくった場合

の雇用効果というのは1,320人もあるというようなことは、これ客観的な事実なんです。

それからもう一つは、確かに十三、四年前までは、大企業が利益を上げればその分中小企業や働いてる人にも少しは来るという時代でした。しかし今は、中小企業とか正規雇用を少なくしながら、特定の大企業だけが伸びていっているという非常にゆがんだ社会になっているというのが私の認識です。

○浅田座長 ちょっと大都市制度と外れて、今GDPの分配面のところが話題になってしまっておりますので、元へ戻しまして、私の立場から言いますと、先ほど国保の議論していただきましたけども、これから、現行の大都市制度には問題があって、どういうふうにこれから変えていったらいいのか、その変えていくというのはそういうサービスの供給主体、あるいは受け皿を変えていくということであって、そこで例えば国民健康保険制度というのはどこが受けるのがいいのかというふうな議論につながっていくと思いますので、非常にいいテーマについて御議論いただいたなと思っております。

それで、もうあまり時間がないので申し上げますけども、お手元にお配りいたしております報告書ですね。報告書イメージ。冒頭も申し上げましたけども、一応9月30日までに報告するという、その中間報告に関しましてどういうふうにするかというその報告書イメージをお手元に配らせていただいているわけであります。

それで、協議事項に関する会派の提案と見解につきましては、この中に盛り込みまして次回ごらんいただきたいと思っておりますけども、あくまで中間報告ということでございまして、引き続き他会派の参加、あるいはペーパー提出を促しながら、引き続き協議を深めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それで、今お手元にお配りしております報告書イメージに記載の文章につきまして、先ほど宮原委員から訂正の御要請がありましたけども、それぞれ御発言内容を書かせていただいておりますけれども、修正が必要なものがありましたら9月26日までに私、あるいは事務局のほうに御指摘いただきたいと思っております。

それで、次回もう1回お願いしておりましたこの協議会、最後の報告書を御確認いただくという協議会でございますが、次回9月27日の火曜日午前10時から、この日は代表質問が午後からある日で、非常に皆様方には申しわけないんですけども、このあたりしか時間がとれませんでしたので、9月27日火曜日の午前10時から最終回を開かせていただきたいと思っております。時間はできるだけ短時間にやらせていただくということをお約束しておきますので、よろしく御参加いただきますようお願い申し上げます。

今日御発言いただいたこと、それからまだ資料とか宮原委員のほうから出てくるということもございますが、26日のできるだけ早い段階で発言内容の修正とか、あるいは資料につきましては御提出いただきたいと思っております。

繰り返しになりますけども、次回は今日いただいた提案、見解を盛り込んだものをお示ししまして、中身を確認していただいて、それを持って議会へ報告させていただくという運びにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

この際何か発言しておきたいということがありましたら。

○大橋委員 先ほど座長にも確認させていただきましたが、報告書におきまして我々の主張が記載され、また宮原委員の会派の主張が記載される両論併記ということで確認させて

いただきました。

他会派の先生方も同席した場で発表、意見を述べさせていただきたいという思いがありましたものですから確認させていただいたんですけども、来る本会議場の代表質問という場も私には与えられております。そこで再度、同じ内容になるかと思いますが、改めまして大阪維新の会の考え方ということで表明をさせていただきたいと思いますので、座長にはよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○浅田座長 それは御自由だと思いますけど。当方の関与するところではございませんので。

それでは、これで前半戦を終わらせていただきますけども、まだ終わったわけではありませんで、10月以降も宮原委員、それから維新の委員の皆様方におかれましても活発な議論を展開していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。